目 次

告 示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力の

報

停止

○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力の停止 ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力の

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく 停止

漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正

(農林水産経営支援課)

○宮城県告示第七百四十五号

平成二十六年九月一日から平成二十七年八月三十一日まで

森林整備課

○保安林の指定の解除の予定

宮

○道路の区域変更

○道路の供用開始

○土地改良事業計画の認可

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

契

約

課

七 七 Ŧī.

(道

路

課

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

公安委員会

○警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の

(1)

実施

行

○山元都市計画新山下駅周辺地区事件審理の開始

九

告

示

収用委員会

発 宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267 (毎週火,金曜日発行)

ビス事業者の指定の全部の効力を停止した。

平成二十六年九月五日

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項の規定により、

次のとおり指定居宅サー

○宮城県告示第七百四十四号

ページ

事業者の名称等

事業者の名称又は氏名

長寿社会政策課)

同

同

同

 $\equiv$ 

停止の期間

社会福祉法人友徳会 〇四七二七〇一一六八

介護保険事業所番号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

サービスの種類

護期入所生活介 番地二十 番地二十 番地二十 事業所の名称及び所在地

護支援事業者の指定の一部の効力を停止した。

道

路

課

兀 四

同

Ŧī.

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十四条第一項の規定により、

次のとおり指定居宅介

平成二十六年九月五日

(東部地方振興事務所)

Ŧī.

事業者の名称等

事業者の名称

村 井 嘉

宮城県知事 浩

所あおぞら株式会社居宅支援事業 〇四七〇三〇〇五六七 介護保険事業所番号 居宅介護支援 サービスの種類 地二・地元三百五十六番地二・地元・地元・はぞら。 事業所の名称及び所在地

指定の効力の停止の内容

八

る指定の効力の停止

八

平成二十六年八月に受けたサービスに係る居宅介護サービス計画費を請求する者以外の者に対す

事業者の名称又は氏名 社会福祉法人友徳会

介護保険事業所番号

サ

ービスの種類

事業所の名称及び所在地

宮城県知事

村

井

嘉

浩

気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合 の気仙沼地区支所の地 区のうち階上の区域)

- 2 ...

)四七]

七〇一一

六八

所生活介護 所生活介護 所生活介護 所生活介護

番地二十 料別養護老人ホー

ーム万葉

地二十川郡大衡村大衡字大童七

事業者の名称等

○宮城県告示第七百四十八号

平成

一十六年九月

日

から平成二十七年八月三十一日まで

停止の期

指定の効力の停止の内

施設介護サービス費の請求上限を五割とす

宮

護予防サービス事業者の指定の全部の効力を停止した。

平成二十六年九月五日

○宮城県告示第七百四十七号

護保険法

(平成九年法律第百)

一十三号)

第百十五条の九第

項の規定により、

次のとおり指定介

平成二十六年九月一

日から平成一

一十七年二

月

一十八日まで

停止の期間

平成 停止の期

二十六年九月

月 三十

Ė まで

部を次のように改正し、

平成

一十六年九月五日から施行する

平成

一十六年九月

平成十九年宮城県告示第二

喜

十八号

(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)

0)

○宮城県告示第七百四十六号 日から同年十

「福祉施設の指定の一部の効力を停止した。 介護保険法 (平成九年法律第百) 二十 号 第九十二条第 項の規定により、

次のとおり指定介護老

**法第百四条第** 

一号に掲げる漁業の表中

宮城県知事

村

井

嘉

浩

施設の名称等

平成二十六年九月五日

村 井

嘉

浩

気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合 の気仙沼地区支所の地 区のうち大島の区域)

49

総テン

、数20トン

/未満の漁船( でとること)

にを

より合田的と

بن ہو

魚る

業漁

(であって、) (業以外の漁

権受絕無難

城県知事

護老人福祉施 ビスの 種 類 番地二十番地二十の一条の一条の一条の一条である。 施設の名称及び所

社会福祉法人友徳会

0

)四七二

七〇一一

六八

設介

開設者の名称

介護保険事業所

番号

サ

在地

気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合 の気仙沼地区支所の地 区のうち鹿折の区域)

小型定置漁業

総トン数20トン未満の漁船 ?に掲げる漁業並びに棒受網 うとする漁業以外の漁業

にを

より行うで使用してご

漁さ

楽んでまあるを

2

1100

 $\sim$ 

及全

国辺

総トン数20トンを目的とする漁

未満の漁船により釣りによっていかをと 、業

97

続下ン数20トン してこれだをと

未満の漁船により船びることを目的とする漁

が影響に

又はす

くい網を

大型定置漁

業

小型定置漁業

気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合 の気仙沼地区支所の地 区のうち於岩の区域)

/数20トン

\*\*

下満の漁船に でとることを

より行うご目的とする

漁る

1業であって、 4 5漁業以外の漁場

極受難)

P. -総下ソ

2 小型定置漁業

 $\mathbb{H}$ 続下ソ数20トソ していかだをと 未満の漁船によりることを目的とす

総トン数20トンを目的とする漁 ・未満の漁船により釣りによっていかをと |業 部が、 ぎょ 選り 網報 又はすくい鑑を

小型定置漁 祡

.28

総トン数20トン未満の漁船 ?に掲げる漁業並びに棒受網 りとする漁業以外の漁業

にを

より行うご使用してご

漁さ

業んでまるを

51

N-及老

気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合 の気仙沼地区支所の地 区のうち大島の区域)

. か田 総トン数20トン未満の漁船に 使用してさんまをとることを 「して行う漁業以外の漁業

小型定置漁

より合用のおりた ن ہو 魚る

業であって、棒受漁業及び刺し網を

網使

を

(3)	平成2	26年 9	月5日	金田	醒日		宮	坂	<b></b>	県	公	\$	報						第2588	号
	気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合			のうち本吉出張所以外の万銭)	気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合)   の大公木並ず訳の事で		交加治市区域 (宮城県漁業協同組合 の気仙沼地区支所の地 区)	t   3			の対当活場区域町の関区のうち曜日の区域)	気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合 で有代部地区土地で地		(宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち校治の区域)	気仙沼市区域			内のこの民型の内域	気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合 の気仙沼地区支所の地・ アラミナ市地区ではか	
	<ol> <li>総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業</li> </ol>	4. 小型定置漁業	3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び2に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をと ることを目的とする漁業	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業		1. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業	4. 小型定置漁業	する漁業並びに刺し網を使用して行う漁業以外の漁業	に掲げる海拳 泰亭鰡を伸用してさんまをとる のはい数20トン未満の漁船により行う漁業であ	2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業	<ol> <li>総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業</li> </ol>	2. 小型定置漁業	を目的とする漁業及び刺し網を	然下ン数20トン未満の漁船により行う漁業であって	型定置漁業	3. 総トン数ZOトン未満の無船により行う無業であって、1久の 2に掲げる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的と する漁業並びに刺し網を使用して行う漁業以外の漁業	・橋下/数20下/木属の底盤でより取りてよりでいってるとを目的とする漁業	. 続トン数20トン未満の漁船により船びき縄又はすくい網を用していざだをとることを目的とする漁業	3. 大型定置漁業
	を	•													に、					
			**************************************	南三隆町区域 (宮城県漁業協同組合 の影神寺県の軸区)					のうち本吉田張所の区域)	気仙沼市区域  (宮城県漁業協同組合) オペネーサボのも区					のうち本吉出張所以外の区域)	気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合) オペオーサボのもで				の大谷本吉支所の地区 のうち本吉出張所の区 域)
	4. 総トン数20トン未満の海船により行っ漁業であって、1から3に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業	と、動「クタム)」・ペーパー・ペーパー・ペーパー・ペート・教団 かくする 漁業	2. 続下ン数20下ン未満の漁船により敷縄を使用してることを目的とする漁業。 然下ン类のトン土港の漁船により敷縄を使用して	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業		5. 小型定置漁業	4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から 3までに掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを 目的とする漁業以外の漁業	3. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用しているだをとることを目的とする漁業	5. 小型定	で で い い う ら に り に い に い に い に い に い に い に い に い に い	総トン数20トン未満 またに担ける海番で	総トン数10トン	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業		4. 小型定置漁業	3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び 2に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目 的とする漁業以外の漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をと ることを目的とする漁業
	7	を									に、									

第2588	3号	平成26	年 9	月 5	日	金	曜日	,	宫	城		県		公		報							(4)
			石巻市区域   (宮城県漁業協同組合	7					地区)	句を明色域   (宮城県漁業協同組合   の北上町十三浜支所の	「										南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合 の歌津支所の地区)		
4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から3までに掲げる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目	3. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業		4. 小型定置漁業		派や、河が高が高い。 的とする演業及び敷網を使用して小女子をとることを目めば業以外の演業	3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であった。1及び21年間が出来、棒を増す作用してぶんまをとめことを目的とよる海峡、棒型の神では同じてはんまをとめてアンドイス海峡・電灯や銀辺では、1000円の 100円の 100円	2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業	1. 1911 - 1、2010 - 1、1910 - 1	1 終トン数10トン未滞		7. 大型定置漁業	0. 小型定員做業	는 보 다	つ、参「・ X20 「・ X60 「 ※ 140 」 ※ 14 ) ※ 14 ※ 15 ( 14 ) ※ 14 ※ 15 ( 14 ) ※ 25 ( 15 ) ※ 25 ( 16 ) ※ 25 ( 16 ) ※ 25 ( 17 ) 》 ※ 25 ( 17 ) 》 ※ 25 ( 17 ) 》 ※ 25 ( 17 ) 》 ※ 25 ( 17 ) 》 ※ 25 ( 17 ) 》 ※ 25 ( 17 ) 》 ※ 25 ( 17 ) 》 》 》 ※ 25 ( 17 ) 》 》 》 》 》 》 》 》 》 》 》 》 》 》 》 》 》 》	で 1 - インキン希明で 5 J J - 1/3 明の報告へ 1 J O M ペープ 添	4. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業	3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業	6. 大型定置漁業	5. 小型定置漁業
	<u> </u>			-*-				を									13	-	/27		0 7/	_	
二 路 線 名 鹿鳥台高清水線 一 道路の種類 県道		平成二十六年九月五日	係図	変更したので告示する。	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を	○宮城県告示第七百五十号	海岸保全施設用地とするため	3 解除の理由 2 孝の作者	でありませ 2 保安林として指定された目的	亘理郡山元町坂元字浜一の一〇六(国有林)	二1 解除予定保安林の所在場所	海岸保全施設用地とするため	3 解除の理由	飛砂の防備	2 保安林として指定された目的	亘理郡山元町坂元字浜一の一〇六(国有林)	;	宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成二十六年九月五日解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。		○宮城県告示第七百四十九号改める。	5. 小型定置漁業	的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用していさだをとる ことを目的とする漁業及び敷網を使用して小女子をとることを 目的とする漁業以外の漁業

(5)

#### 000.7

三

道路の区域

	同市田尻八幡字北沼七番一地先まで	大崎市田尻八幡字南沼一番一地先から		変更の区間
С	後 B	А	前 A	前変更の
三・七~	一○·七 一七 八	一 一 一 七 九	一 一 一 七 九	敷地の幅員
五六・八	一九九・一	一九九・一	一九九・一	(メートル)敷地の延長
	明当の区分を	予す も	は、 退 足 記 A 及	備考

# ○宮城県告示第七百五十一号

開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

平成二十六年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県	種道路
道	類の
水線島台高清	路線名
同市田尻八幡字北沼七番一地先まで大崎市田尻八幡字南沼一番一地先から	供用開始の区間
平成二十六年九月五日	供用開始年月日

# ○宮城県告示第七百五十二号

月二十七日認可した。 月二十七日認可した。 大学の規定により、石巻市蛇田土地改良区が行う土地改良事業(維持管理事業)計画を平成二十六年八項の規定により、石巻市蛇田土地改良区が行う土地改良事業(維持管理事業)計画を平成二十六年八土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

平成二十六年九月五日

宮城県東部地方振興事務所

長 正 木

所

毅

## 公

### 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す

平成二十六年九月五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

入札に付する事項

域事務所管内分)(単価契約) 九百八十トン 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準粒径、十トン車以下、宮城県北部土木事務所栗原地購入物品及び納入予定数量

県北部土木事務所栗原地域事務所管内分)(単価契約)(三十トン) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、平均粒径三ミリメートル、四トンユニック車以下、宮城

(\_\_\_\_)

購入物品の仕様等入札説明書及び仕様書による。

納入期間 契約締結の日から平成二十七年三月三十一日まで

3

4 納入場所 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であり、 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条の規

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可中立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第申立てをしていない者であること。

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなおっ 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

- ずれにも該当しないこと。 「おんご十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のい「宮城県の入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のい
- 入札に参加していると認められるとき。
   大札に参加していると認められるとき。
   大札に参加していると認められるとき。
- こ、入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力」人札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図
- 又は関与していると認められるとき。等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

宮

- していると認められるとき。 四 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。
- 二一一−三三三五) ヘ平成二十六年十月六日(月)午後五時までに提出すること。 県出納局契約課管理班(〒九八○-八五七○ 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話○二二-県出納局契約課管理班(〒九八○-八五七○ 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話○二二-県出納局契約課管理班(〒九八○-八五七○ 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話○二二-9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す

## 三 入札書の提出場所等

・・・・・ 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わ・ 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わ

〒九八七-二二五一 栗原市築館藤木五番一号

宮城県北部土木事務所栗原地域事務所総務班(担当 曽根 清文 電話〇二二八-二二-二一

#### 六七)

2 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること

入札説明書の交付期限

3

平成二十六年九月二十五日(木)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、

4 一般競争入札参加資格審査

平成二十六年九月二十四日(水)まで1あて申し出ること

札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十六年十月七日(火)

- 入札書の提出期限等
- 日時 平成二十六年十月二十日 (月) 午後五時まで
- 二 場所 1に同じ
- だし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。三年一郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて一の日時までに到達するよう提出すること。た
- 四 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない
- 一の1の○の購入物品 午前十時○○分 宮城県栗原合同庁舎三階入札室

(--)

- □ 一の1の□の購入物品 午前十時十五分 宮城県栗原合同庁舎三階入札室
- 一の1の三の購入物品 午前十時三十分 宮城県栗原合同庁舎三階入札室
- 入札に参加することができない者

 $(\equiv)$ 

- 二に定める資格を有しない者
- 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

### 五 その他

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- 3 2 札保証金の免除の特例に関する規則 入札保証金 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入 (平成二十四年宮城県規則第四十一号) 第二条の規定による。
- 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札
- 入札金額の記載方法

5

- の購入物品にあっては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること 入札金額は一の1の〇・〇の購入物品にあっては一キログラム当たりの単価を、 一 の 1 の 三
- の百に相当する金額を入札書に記載すること。 税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分 び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及
- 切り捨てた金額)は、 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を 代金請求時に加算するものとする。
- 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札
- 7 契約書作成の要否
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 詳細は、入札説明書による。

#### 六

### Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)
- Period of Supply: From starting date of contract to March 31, 2015
- jurisdiction Place of Delivery: Within Northern civil engineering office Kurihara Regional Office areas of
- Deadline for Bid: Monday, October 20, 2014, 5:00 p.m
- Tukidate, Kurihara, Miyagi, 987-2251 Japan. Tel.: 0228-22-2167 Kurihara Regional Office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 5-1 Fujiki Contact Person: Kiyofumi Sone, General Affairs Group, Northern civil engineering office
- Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

(7)

〇都市計画法 に係る開発行為は、その工事を完了した。 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域

平成二十六年九月五日

 $\boxtimes$ 

地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

九及び百九十五番八の各一部 岩沼市押分字須加原百二十七番地の十七 名取市堀内字梅百九十五番五並びに百九十一番

宮城県知事

村

井

嘉

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

 $\stackrel{-}{=}$ 

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 

平成二十六年九月五日

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

宮城県知事

村

嘉

浩

地域の名称

十一番三 六十九番九、七十二番一、七十三番一、七十六番 九番一、六十九番二、六十九番三、六十九番八、 番七、五十七番、五十八番二、五十八番四、六十 一及び百四十三番並びに同字八幡四十九番及び五 巨理郡亘理町荒浜字西木倉五十二番二、五十二

旦理町

 $\stackrel{-}{\sim}$ 

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年九月五日

落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県拓桃医療療育センター整備事業における厨房機

宮城県知事

村

井

嘉

浩

契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目

 $\vec{-}$ 

- 落札者を決定した日 平成二十六年八月二十一日
- 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本調理機株式会社 東京都大田区東六郷三丁目十

兀

Ŧi. 落札金額

一億一

一百六十万円

六

七

入札の公告を行った日

平成二十六年七月十一日

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

教 育 委

슾

○宮城県教育委員会告示第十四号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定によ

ŋ,

教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

宮城県教育委員会

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十六年九月五日

庄 子

委員長 子 晃

第二号議案 一号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について 教育功績者表彰について

 $\equiv$ 

事 場

所 件

教育委員会会議室

 $\mathbb{H}$ 

時

平成二十六年九月十二日

午後一時三十分

第三号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員の人事について

傍聴者の定員 十二人

Ŧī. 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して

2 傍聴の手続は、 先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

宮城県教育庁総務課総務班(電話○二二−二一一−三六一一)

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

六

問い合わせ先

公 安 委 슾

〇宮城県公安委員会告示第107号

(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次の

とおり実施する

平成26年9月5日

宮城県公安委員会委員長

鎌田

州

講習実施期日

平成26年10月21日 (火) から同月24日 (金) までの4日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

·般社団法人宮城県警備業協会

受講定員

ယ

40人程度

事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活環境課受付専用電話 (022-224-7311) にて事前申込みを受け

なお、1回の電話での受付は1人とする。

付ける。(氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先等を聴取)

2 受付期間

月21日までは午前9時から午後5時まで、最終日のみ午後3時まで) 平成26年9月16日 (火) から同月22日 (月) までの土・日曜日を除く5日間 (9月16日から同

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

5

(1) 申込み受付期間

平成26年9月24日 (水) から同月30日 (火) までの土・日曜日を除く5日間 (午前9時から午

2

後5時まで) 申込書の提出先 事前申込みの際に申込先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

課に提出すること。

3 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書

<u>4</u>

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表68の項に基づき、